

## 広島県告示第二百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
（一） 鰯浜三丁目 （一四四一） 崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる土砂災害	広島県呉市音戸町鰯浜三丁目地内	表区域	表区域
（一） 鰯浜三丁目 （一四四一） 崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる土砂災害	区域の名称	区域の名称	区域の名称
（一） 鰯浜三丁目 （一四四一） 崩壊急傾斜地の自然現象の発生原因となる土砂災害	次の図のとおり	三律の施行年で定められた政令第（平成十八年）に定められた規則第（四十項）による表示	三律の施行年で定められた政令第（平成十八年）に定められた規則第（四十項）による表示

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。